

別表第3（第8条関係）

堺市善行者表彰

本市の区域内に在住し、かつ、善行（社会貢献のために自発的な意思をもってなされる行為であって、営利を目的としないものをいう。）を行った者であって、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、その行為が公共団体又は公共的団体の職務として行われたものであるときは、原則としてこの表彰の対象としないものとする。

- (1) 長期にわたり美しく清潔なまちづくり又は平和で安全な環境づくりに努めてきた者
- (2) 長期にわたり愛情をもって人に接し、社会的に援護を要する人の救済に努めてきた者
- (3) その他市民の模範となる善行を長期にわたって継続してきた者